

# フォワードルッキングな貸倒引当金の 損金算入可否に関する検討

---

2023年10月21日(土)  
日本租税理論学会研究大会・一般報告③

日本銀行金融研究所 小森 将之

# 目次

---

1. はじめに
  2. 法人税法における貸倒引当金
  3. 損金算入可否の検討
  4. おわりに
- 参考文献

# 1. はじめに(1/7)

## (1)フォワードルッキングな貸倒引当金とは？

過去の実績のみに依拠するのではなく、現在および将来の情報を引当に反映することを目的とした手法(日本銀行金融機構局[2021]7頁)。

- 将来の信用リスク評価をよりの確に引当に反映させることを企図。
- 景気悪化局面に対する備え。

## (2)フォワードルッキングな貸倒引当金が開発された背景

- 2007年の米国サブプライム住宅ローン問題を契機に、世界金融危機が発生。
- 貸倒引当金の計上金額が「少なすぎ、遅すぎた」ことが世界金融危機を深刻化させる一因に(楠元ほか[2019]1頁)。
- 2009年の金融安定化フォーラム(FSF)は、「より早期に貸倒損失を認識できていれば、世界金融危機にみられた景気循環増幅効果を抑制可能だった」との認識のもと、「広く入手可能な信用情報を統合した貸倒損失を認識および測定するための代替的なアプローチを考慮することによって、発生損失モデルを再考すべき」と勧告(FSF[2009]p.4)。
  - 当該勧告を受けて、国際財務報告基準審議会では2018年から、米国財務会計基準審議会では2020年から予想損失モデルに基づく貸倒引当金の適用が開始。

# 1. はじめに(2/7)

## (3) 本邦銀行におけるフォワードルッキングな貸倒引当金の導入事例(概略)

### ① 三菱UFJフィナンシャルグループ

- ✓ 主な国内銀行連結子会社は、貸倒実績率または倒産確率を用いて過去の一定期間における平均損失率を算出し、当該損失率を**将来見込み等によって調整**。
- ✓ 主な米国会計基準適用子会社は、**失業率やGDP等のマクロ経済変数に基づく経済予測シナリオ**を用いて予想損失額を算出し、当該予想損失額を**定性的な要因によって調整**。

(出典)三菱UFJフィナンシャルグループ「有価証券報告書(2023年3月期)」。

### ② ふくおかフィナンシャルグループ

- ✓ 正常債権に対する引当金の計算にあたって、予想損失率は、倒産確率を使用。
- ✓ 倒産確率には、**先行き1年間の予想GDP成長率**を勘案。

(出典)平井[2022]、ふくおかフィナンシャルグループ「有価証券報告書(2023年3月期)」。

### ③ 琉球銀行

- ✓ 正常債権に対する引当金の計算にあたって、予想損失額は、独自の「予想損失率算定モデル」にマクロ経済指標の将来予測値を置くことによって算定。
- ✓ 将来のマクロ経済指標として、**株価、沖縄県内の景況感を表す指標、沖縄県内の雇用状況を示す指標**等を勘案。

(出典)琉球銀行[2022]、琉球銀行「有価証券報告書(2023年3月期)」。



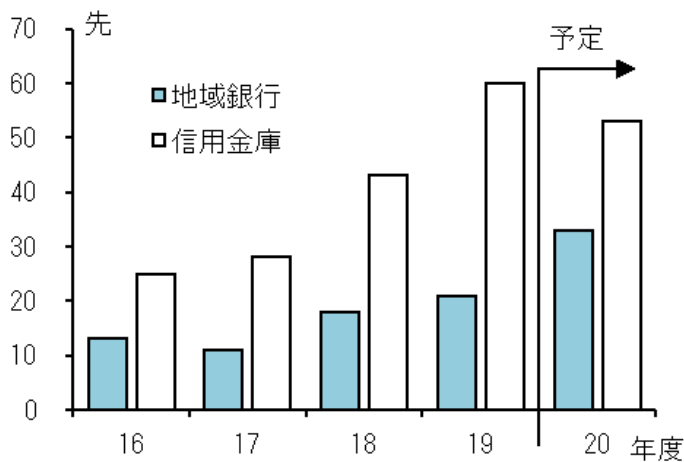
自行の信用リスク管理に資する指標を独自に織り込んでいるため、  
フォワードルッキングな貸倒引当金の算出方法は一樣(画一的)ではない。

# 1. はじめに(3/7)

## (4) 問題の所在

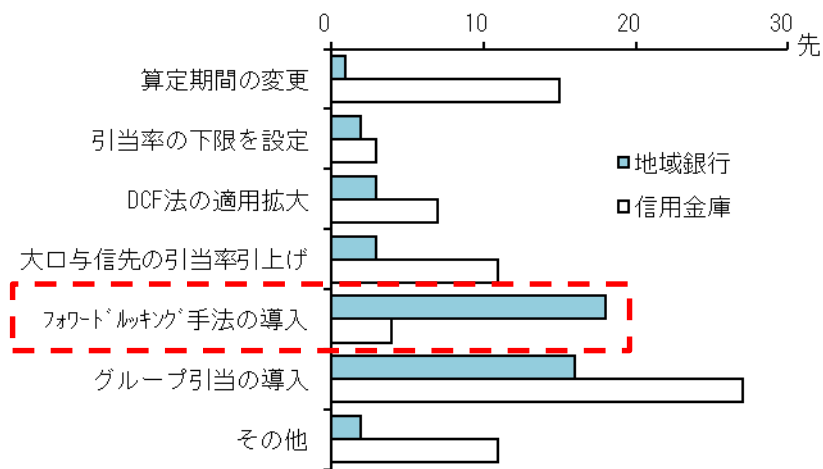
- 2020年に公表されたアンケート調査の結果をみると、本邦の銀行や信用金庫では、「フォワードルッキングな貸倒引当金」の導入を検討。

(図1) 引当方法の変更先数



(出典) 日本銀行金融機構局[2020]。

(図2) 分野別の見直し予定先数



(出典) 日本銀行金融機構局[2020]。

# 1. はじめに(4/7)

## (4) 問題の所在(続)

### ● 「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」の廃止。

- 金融検査マニュアルは、検査官が、金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられる通達(金融庁[2017]2頁)で、バブル崩壊後の平成11(1999)年に整備された。
- 「金融検査マニュアルに準拠した償却・引当てを行えば会計監査上も妥当な引当金処理と認められるとされて」きた(銀行経理問題研究会[2016]509頁)。
- しかしながら、金融検査マニュアルに則り、「過去の貸倒実績のみに依拠して引当を見積もる実務が定着した結果、金融機関が認識している将来の貸倒れのリスクを引当に適切に反映させることが難しく」(金融庁[2019]3頁)、「将来の金融危機に対応できないのではないか」との懸念(金融庁[2018]4頁)等から、2019年12月に当該マニュアルを廃止。

### ● 金融検査マニュアルにおける貸倒引当金の算出方法。

#### 債務者区分毎の直接償却・貸倒引当金の算出方法

	算出式	損失見込期間	算定期間数
一般貸倒引当金			
正常先			
其他要注 意先	一般貸倒引当金=債権額×予想損失率(注)	平均残存期間(今後1年間であれば妥当と認められる)	少なくとも過去3 算定期間の平均
要管理先	※要管理先の大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい	平均残存期間(今後3年間であれば妥当と認められる)	

(注) 予想損失率を算定する具体的な算定式の例としては、①貸倒実績率による方法(貸倒償却等毀損額÷債権額)や②倒産確率(件数ベース)による方法(倒産確率×(1-回収見込率))がある。

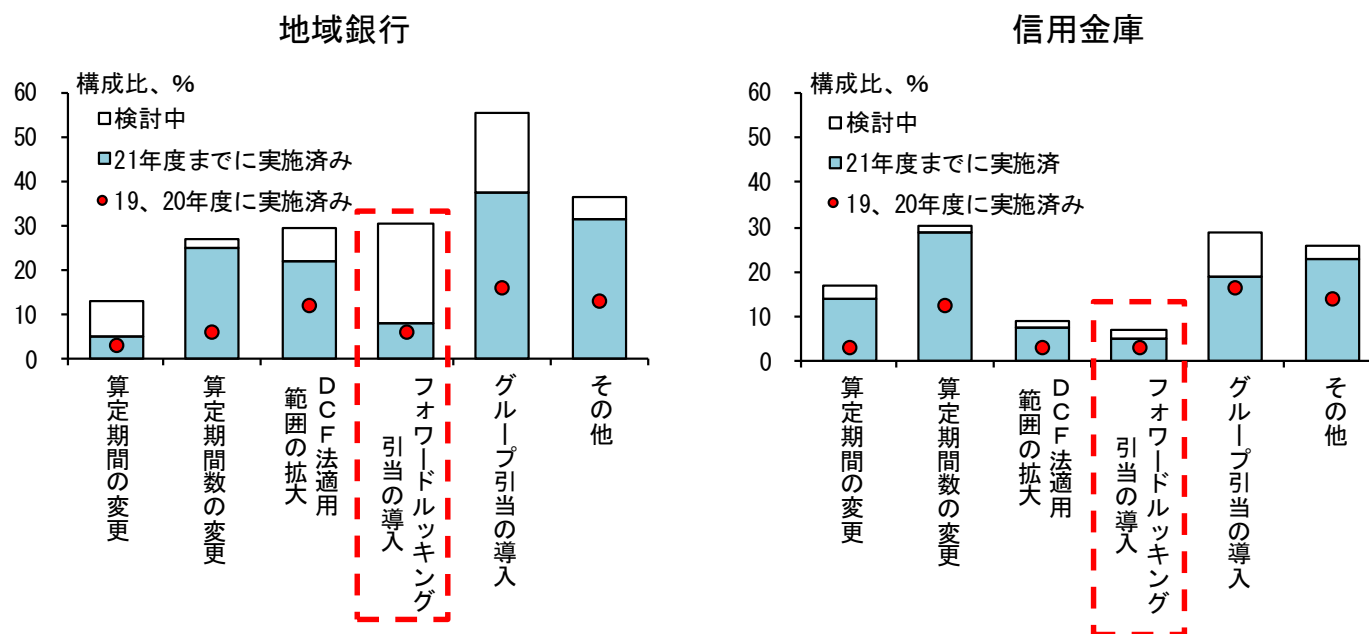
(出典) 融資に関する検査・監督実務についての研究会[2018]。

# 1. はじめに(5/7)

## (4) 問題の所在(続)

- 本邦の銀行や信用金庫では、引当方法の見直しが進捗するものの、実務的な課題から、実際にフォワードルッキングな貸倒引当金を導入した先数は、全体の10%弱にとどまる(日本銀行金融機構局[2023]3頁)。

(図3) 引当方法の分野別の見直し状況



(注)「19、20年度に実施済み」は、2021年度に実施したアンケートにおける結果。複数回答。

(出典)日本銀行金融機構局[2023]。

# 1. はじめに(6/7)

## (4) 問題の所在(続)

- 貸倒引当金を損金算入できる法人は限定的(法人税法52条1項、抄)。

- 一 当該事業年度終了の時に於いて次に掲げる法人に該当する内国法人
  - イ 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの
  - ロ 公益法人等又は協同組合等
  - ハ 人格のない社団等
- 二 次に掲げる内国法人
  - イ 銀行法第2条第1項に規定する銀行
  - ロ 保険業法第2条第2項に規定する保険会社
  - ハ イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定める内国法人
- 三 金融に関する取引に係る金銭債権を有する内国法人(証券会社等、同法施行令96条5項2号)

- 全規模・業種別貸倒引当金残高(令和3(2021)年度分)。

順位	総貸倒引当金残高 [百万円]	1社平均貸倒引当金残高 [百万円]
1	金融保険業 [331,243]	金融保険業 [58.8]
2	卸売業 [152,528]	卸売業 [2.4]
3	サービス業 [105,657]	不動産業 [1.9]

(出典) 国税庁長官官房企画課[2023]をもとに当方作成。金融保険業には、銀行や信用金庫、保険会社のほか、金融商品取引業、クレジットカード業等非預金取扱信用機関等を含む。



# 1. はじめに(7/7)

## (5) 本研究の主題

- 企業会計と法人税法の目的は異なり、必ずしも一致させる必要はないが、企業の実務の面からみれば一体的なものである。したがって、両者の取扱いは可能な限り共通したものであることが望ましい(日本税理士連合会税制審議会[2008]1頁)。

企業会計:投資家の意思決定に有用な情報の提供(企業会計基準委員会[2006]1頁)

法人税法:公平な課税(日本税理士連合会税制審議会[2008]1頁)

- 足もとでは、貸倒引当金に係る主たるプレイヤーである銀行等の貸倒引当金の計上方法、すなわち会計慣行に変化の兆しがみられている。

∴ 法人税法における貸倒引当金制度についても今一度再考してみる余地がある。

## 本研究の主題

フォワードルッキングな貸倒引当金を損金算入する余地はあるのか？

- 金融機関が計上する一括評価金銭債権を対象に検討。
  - フォワードルッキングな貸倒引当金に係る実務をみると、法人税法における「一括評価金銭債権」を対象に設定している例が殆ど。
  - 中小法人がフォワードルッキングな貸倒引当金を導入することは困難と考えられるほか、金融機関と異なり、そもそも導入の必要性に乏しい？

## 2. 法人税法における貸倒引当金(1/6)

### (1) 課税所得の計算の通則

#### ● 法人税法22条1項

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

#### ● 法人税法22条3項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

- 貸倒引当金繰入額は収益に係る原価とはいえないため、1号に該当しない。
- 貸倒引当金繰入額は、将来の損失額の見積計上であり、計上時に債務あるいは損失として確定していないため(渡辺[2023]96頁)、2号・3号に該当しない。

## 2. 法人税法における貸倒引当金(2/6)

### (2) 別段の定め

#### ● 別段の定めとは

法人税法および租税特別措置法によって、租税政策上の理由から設けられる規定(金子[2021]361頁)。

#### ● 法人税法52条

- ✓ 特定の法人を対象に、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち一定額を、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入。
- ✓ 貸倒引当金の前身は、昭和25(1950)年に創設された貸倒準備金。「最も古い租税特別措置の1つ」とする見解もある(石[2008]262～263頁)。
- ✓ 制度創設以降、損金算入限度額や適用法人に変化はあるが、一貫して存続。

#### ● 複数の引当金の損金算入を許容してきたが、現在は貸倒引当金を除いて廃止。

- ✓ 平成10(1998)年税制改正以前は、賞与引当金、特別修繕引当金、製品保証等引当金、退職給与引当金、返品調整引当金および貸倒引当金を規定。
- ✓ 平成10(1998)年税制改正によって、賞与引当金・製品保証引当金・特別修繕引当金<sup>(注)</sup>、平成14(2002)年税制改正によって退職給与引当金、平成30(2018)年税制改正によって返品調整引当金の規定が廃止。

(注)特別修繕引当金は法人税法から廃止されたが、ほぼ同内容の特別修繕準備金が租税特別措置法に創設された。

## 2. 法人税法における貸倒引当金(3/6)

(3) 貸倒引当金は、どのような目的から設けられた別段の定めか？

● 別段の定めのカテゴリ(金子[2021]361頁)

第1分類	一般に公正妥当と認められる会計処理の基準を確認する性質の規定 例) 資産の評価益の益金不算入の規定(法人税法25条)等
第2分類	一般に公正妥当と認められる会計処理の基準を前提としつつも、画一的処理の必要から、統一的な基準を設定し、または一定の限度を設け、あるいはそれを部分的に修正することを内容とする規定 例) <u>引当金に関する規定(法人税法52条以下)</u> 等
第3分類	租税政策上または経済政策上の理由から、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に対する例外を定める規定 例) 特別償却や準備金に関する規定(租税特別措置法42条の5以下、55条以下)等

➤ 金子名誉教授は、『租税法〔初版〕』(1976)から『租税法〔第24版〕』(2021)まで、一貫して「引当金に関する規定」を第2分類としている。

### 私見

現行の貸倒引当金が、上に掲げた3分類のうち、第3分類に該当すると考える余地はないのか？

## 2. 法人税法における貸倒引当金(4/6)

### (3) 貸倒引当金は、どのような目的から設けられた別段の定めか？(続)

- 損金算入できる法人が特定されている現行の貸倒引当金は、「画一的処理の必要から」設けられた規定といえるのか(第3分類に該当する租税特別措置と考える余地はないのか)？

#### (考えられる反論)

- 貸倒引当金以外にも、損金算入できる法人が特定されている引当金(製品保証引当金および返品調整引当金)が存在していた。「損金算入できる業種が特定されている」ことを以て、直ちに第3分類(租税特別措置)と解するのは早計。

#### (反論に対する反論)

- 製品保証引当金および返品調整引当金が第3分類に属する可能性はないか。
- 創設当時から適用法人を特定している引当金と、平成23(2011)年税制改正により突如として適用法人が特定された貸倒引当金を同視すべきか。
- 平成23年税制改正で適用法人を特定した理由が「税率引下げに伴う課税ベース拡大の一環」だとすれば、一律損金不算入とすべきではないか。

#### 私見

銀行等の金融機関や中小法人等については、「画一的な処理の必要から」ではなく、「租税政策上あるいは経済政策上の理由から」設けられた例外と解することにも、一定の妥当性があるのではないか？

## 2. 法人税法における貸倒引当金(5/6)

---

### (3) 貸倒引当金は、どのような目的から設けられた別段の定めか？(続)

- 現行の貸倒引当金が第3分類に属する場合、どのような目的から設けられた規定と考えられるか？

#### ① 中小法人

- 中小法人向けの減税措置は多数存在。貸倒引当金もその一種と考えられる。
  - ✓ 中小企業者等の貸倒引当金の特例(租税特別措置法57条の9、租税特別措置法施行令33条の7)

#### ② 銀行、保険会社、証券会社等の金融機関

- 平成10年税制改正から平成23年税制改正に至るまでの金融経済状況。
  - ✓ バブル崩壊後の不良債権処理問題(金融検査マニュアルの整備)
    - 平成10年税制改正では、法定繰入率を廃止し、貸倒実績率に一本化
  - ✓ 世界金融危機(フォワードルッキングな貸倒引当金の必要性)
- 金融機関は特殊な法人か？
  - ✓ 金融仲介・決済・保険...etc
  - ✓ システミック・リスク(金融システムの安定)
  - ✓ 金融機関に対する公的資金(税金)の注入

## 2. 法人税法における貸倒引当金(6/6)

### (3) 貸倒引当金は、どのような目的から設けられた別段の定めか？(続)

#### ● 金融機関は特殊な法人か？(続)

##### ✓ 金融機関破綻時における金融資産の保護制度(概略)

<b>預 金</b> (預金保険機構)	決済用預金: 全額保護 一般預金等: 金融機関毎に預金者1人当たり元本1,000万円+利子まで 外貨預金・CD等: 保護対象外
<b>保 険</b> (保険契約者保護機構)	生命保険: 責任準備金の90% 損害保険: 80%~100%(保険の種類等によって異なる)
<b>有価証券</b> (投資者保護基金)	有価証券・金銭: 合計1,000万円まで (※金融商品取引法により、顧客資産の分別管理を義務付け)

(出典)金融庁HP、預金保険機構HP、生命保険契約者保護機構HP、損害保険契約者保護機構HP、日本証券業協会HPをもとに当方作成。

— 部分保証にとどまるのは、**モラルハザードの抑制**が目的と考えられる。

### 私見

金融機関には、金融システムの安定化を企図した内部留保の充実を促すために、貸倒引当金の損金算入が認められていると解する余地があるのではないか？

➤ 先行研究(大村[2012]91頁)は、「貸倒引当金をすべて有税にしてしまうと経営に与えるインパクトが過大となることから、これに配慮」したものと解している。

### 3. 損金算入可否の検討(1/5)

---

#### (1) 本研究の主題(再掲)

フォワードルッキングな貸倒引当金を損金算入する余地はあるのか？

➤ 金融機関が計上する一括評価金銭債権を対象に検討。

#### (2) 検討事項

① 別段の定め分類とフォワードルッキング引当との関係

② 法人税法52条2項とフォワードルッキング引当との関係



### 3. 損金算入可否の検討(2/5)

---

#### (2) 検討事項(続)

##### ① 別段の定めのカラ分カとフオワードルッキング引当との関係

- フオワードルッキングな貸倒引当金は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に該当しないと思われる。
  - ✓ 一般に公正妥当な会計処理の基準とは、企業会計原則や各種会計基準、法令、確立した会計慣行を含む概念(金子[2021] 357~358頁)。
  - ✓ フオワードルッキングな貸倒引当金に係る会計基準は、米欧においては整備されているが、本邦においては未整備な状況。
  - ✓ 現状、一部の金融機関が独自の算出方法でフオワードルッキングな貸倒引当金を計上しているにとどまり、確立した会計慣行とは言い難い。
- 法人税法における貸倒引当金を別段の定めのカラ第1分カまたは第2分カと解する場合はフオワードルッキングな貸倒引当金を損金算入させることができない一方、第3分カと解する場合は先に検討した目的(金融システムの安定)とも整合的であることから、損金算入が認められる。
- なお、(現在あるいは将来、)フオワードルッキングな貸倒引当金が一カに公正妥当な会計処理の基準に該当する場合は、先のカラ論点(法人税法における貸倒引当金は別段の定めのカラ何分カに属するか)次第。

### 3. 損金算入可否の検討(3/5)

#### (2) 検討事項(続)

#### ② 法人税法52条2項とフォワードルッキング引当との関係

##### ● 法人税法52条2項(抄)

一括評価金銭債権の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時ににおいて有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

##### ● 法人税法施行令96条6項(抄)

法52条第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の当該事業年度終了の時ににおいて有する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に貸倒実績率(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合)を乗じて計算した金額。

- 一 当該内国法人の前3年内事業年度終了の時ににおける一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額を当該前3年内事業年度における事業年度の数で除して計算した金額
- 二 当該内国法人のイ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した残額に12を乗じてこれを前3年内事業年度における事業年度の月数の合計数で除して計算した金額
  - イ 前3年内事業年度において金銭債権の貸倒れにより生じた損失の額の合計額
  - ロ 個別評価金銭債権分の引当金繰入額
  - ハ 個別評価金銭債権分の引当金戻入額

### 3. 損金算入可否の検討(4/5)

#### (2) 検討事項(続)

#### ② 法人税法52条2項とフォワードルッキング引当との関係(続)

- 法人税法52条2項の「最近における〔中略〕金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」という規定に、フォワードルッキング引当を読み込めるかが論点。
- この点、現行の法人税法施行令96条6項は、「最近」を「前3年内事業年度」と明確化しているほか、「貸倒れによる損失の額」について個別評価金銭債権に係る調整を行うことで、貸倒れによる損失の額を実態に近づけている。

フォワードルッキング引当の開発された理由が、世界金融危機を深刻化させる一因となった貸倒引当金の計上金額が「少なすぎ、遅すぎる問題」であることを踏まえると、過去の貸倒実績率にのみ依拠する現行の施行令は、「金融システムの安定」という目的に照らして不十分と考えられる。

- ただし、法人税法施行令96条6項の規定に照らすと、企業会計上のフォワードルッキング引当をそのまま損金算入することはできない。
- どのような算出方法であれば、フォワードルッキング引当を損金算入できるのか？

### 3. 損金算入可否の検討(5/5)

(3)どのような算出方法であればフォワードルッキング引当を損金算入できるのか？

(ポイント)

- 企業会計における取扱いと法人税法における取扱いとを、必ずしも一致させる必要はない。
- 急激な景気悪化に備えて内部留保を積み上げられる制度であれば、フォワードルッキング引当の目的に合致した貸倒引当金制度と考えられる。

(現行の法人税法52条2項を前提に考えられる算出方法)

①現行の「過去の貸倒実績率」に基づいて算出した金額と、②利益項目や一括評価金銭債権残高の比率等に基づいて算出した金額との合計額

- 好況局面に、貸倒引当金繰入額が大きくなるような調整項目を設定(ただし、①の金額も②の金額も大きくなりうる景気回復局面の初期においては、損金算入額が過度に大きくなる可能性もある)。
  - ✓ 企業会計上のフォワードルッキング引当をそのまま(に近い形で)損金算入するためには、法人税法52条2項の改正が必要。
  - ✓ 利益項目と一括評価金銭債権残高の比率等に基づいて算出した金額を加えることとしても、「最近における[中略]金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」の範囲内と解する余地があるのではないか？
  - ✓ 実務的な課題からフォワードルッキング引当を導入できていない金融機関であっても、法人税法上の恩恵(損金算入額の増加)が受けられうる。

## 4. おわりに(1/2)

### (1)本研究の主題<再掲>

フォワードルッキングな貸倒引当金を損金算入する余地はあるのか？

### (2)検討の結果

- 法人税法における貸倒引当金が、別段の定めの第3分類に属すると解すれば、フォワードルッキングな貸倒引当金を損金算入する余地はある。
  - ✓ 現行の貸倒引当金は、「画一的処理の必要から」ではなく、「租税政策あるいは経済政策上の理由から」設けられた規定と解する余地がある。
  - ✓ 金融機関に貸倒引当金の損金算入が認められている理由は、「金融システムの安定」という政策目的に資するため。
  - ✓ 「金融システムの安定」という目的に照らせば、過去の貸倒実績率のみに依拠するのではなく、現状においては一般に公正妥当と認められる会計処理の基準とは考え難いフォワードルッキング引当を認める必要がある。
  - ✓ もっとも、法人税法52条2項は、損金算入できる金額の計算にあたって、「最近における〔中略〕金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」と規定しており、企業会計上のフォワードルッキング引当をそのまま損金算入することはできない。
  - ✓ このため、例えば、過去の貸倒実績率に基づいて算出した金額に加えて、利益項目や一括評価金銭債権残高の比率等に基づいて算出した金額についても損金算入を認めるという方法が考えられる。

## 4. おわりに(2/2)

---

### (3)残された課題

- 現行の法人税法における貸倒引当金の位置づけや目的(別段の定めのうち、いずれの分類に属するのか、なぜその分類なのか)。
  - ✓ 業種や企業規模によって、貸倒引当金の損金算入を認める目的が異なるのか？
- 貸倒引当金の繰入金額の算出方法。
  - ✓ 貸倒引当金の目的に応じて算出方法は異なるべきなのか？
  - ✓ 本報告で例示した「利益項目や一括評価金銭債権残高の比率等に基づいて算出した金額」のような調整項目の決定方法と妥当性

以上

## 参考文献(1/2)

---

- 石 弘光、『現代税制改革史：終戦からバブル崩壊まで』、東洋経済新報社、2008年
- 井出穰治、「地域金融機関における引当方法の見直し」、金融高度化ワークショップ「貸倒引当金の現状と課題」、日本銀行、2022年
- 大村圭一、「『経過期間』の考え方は？貸倒引当金改正のインパクト」、『税務弘報』60巻5号、中央経済社、2012年、90～100頁
- 金子 宏、『租税法〔第24版〕』、弘文堂、2021年
- 企業会計審議会、「財務会計の概念フレームワーク」、討議資料、企業会計審議会、2006年
- 銀行経理問題研究会編、『銀行経理の実務〔第9版〕』、金融財政事情研究会、2016年
- 金融検査マニュアル検討会、「最終とりまとめ」、金融庁、1999年
- 金融審議会、「特別措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」、金融審議会答申、金融庁、1999年
- 金融庁、『金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)』、金融庁、2017年
- 金融庁、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」、ディスカッションペーパー、金融庁、2019年
- 金融取引における預かり資産を巡る法律問題研究会、「顧客保護の観点からの預かり資産を巡る法制度のあり方」、『金融研究』32巻4号、日本銀行金融研究所、25～103頁
- 楠元新一・中野洵子・三尾仁志・山下裕司、「予想信用損失(ECL)型引当の特徴と運用面の課題」、日銀レビュー2019-J-9、日本銀行、2019年

## 参考文献(2/2)

---

- 国税庁長官官房企画課、「会社標本調査〔令和3年度分〕」、国税庁、2023年
- 日本銀行、「不良債権問題の基本的な考え方」、『日本銀行調査月報』2002年11月号、日本銀行、2002年、81～91頁
- 日本銀行金融機構局、「地域金融機関における貸倒引当金算定方法の検討事例」、『金融システムレポート別冊シリーズ』、日本銀行、2020年
- 日本銀行金融機構局、「地域金融機関による引当方法の見直しと審査・管理の工夫」、『金融システムレポート別冊シリーズ』、日本銀行、2021年
- 日本銀行金融機構局、「地域金融機関の引当方法の見直しと経営改善支援への取り組み」、『金融システムレポート別冊シリーズ』、日本銀行、2023年
- 日本税理士連合会税制審議会、「企業会計と法人税制のあり方について—平成19年度諮問に対する答申—」、日本税理士連合会、2008年
- 平井 崇、「ふくおかフィナンシャルグループにおける引当方法見直しの取組み」、金融高度化ワークショップ「貸倒引当金の現状と課題」、日本銀行、2022年
- 古谷一之、「平成23年度税制改正案について」、『租税研究』737号、日本租税研究協会、2011年、5～59頁
- 融資に関する検査・監督実務についての研究会、「参考資料1」、金融庁、2018年
- 琉球銀行、「フォワードルッキングな引当の導入について」、金融高度化ワークショップ「貸倒引当金の現状と課題」、日本銀行、2022年
- 渡辺徹也、『スタンダード法人税法〔第3版〕』、弘文堂、2023年
- Financial Stability Forum, "Report of the FSF Working Group on Provisioning", FSF, 2009